

議案第 4 号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例（令和 3 年
杉並区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「令和 5 年 5 月 1 日」を「令和 5 年 8 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高円寺地域区民センターの利用料金を定める規定等の施行期日を改める必要があ
る。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 この条例は、 <u>令和5年8月1日</u> から 施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行 する。	1 この条例は、 <u>令和5年5月1日</u> から 施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行 する。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
2～5 略	2～5 略